

# 大分県報

令和六年  
号外（三九）  
三月二十九日

（金曜日）

## 目次

### 教育委員会規則

- 大分県立学校管理規則の一部改正……………一  
大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正……………一  
大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正……………二  
大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員に関する規則の一部改正……………二  
大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正……………三

### ○教育委員会規則

大分県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県教育委員会

#### 大分県教育委員会規則第二号

#### 大分県立学校管理規則の一部を改正する規則

大分県立学校管理規則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項、第二項及び第四項中「主幹、副主幹」を「主幹、専門幹、副主幹」に改める。

第十七条の二第三項中「の指導、」を「との連絡調整、当該学校の」に改める。

第十八条第三項及び第四項中「その他の事務」を削る。

#### 附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則をここに

公布する。

令和六年三月二十九日

大分県教育委員会

#### 大分県教育委員会規則第三号

#### 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成十三年大分県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（公文書の公開の実施方法）

**第七条** 条例第十三条第一項の実施機関が定める方法は、電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は専用機器により再生したものの視聴とする。ただし、大分県教育委員会が適当と認めた場合は、当該電磁的記録を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に複写したものの交付又は電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公開請求者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

#### 第一号様式中

1 文書及び図画	2 録音テープ及びビデオテープ	3 その他の電磁的記録
<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの視聴	<input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧
<input type="checkbox"/> 写しの交付	<input type="checkbox"/> テープに複写したものの交付	<input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの写しの交付
		<input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの視聴
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク等に複写したものの交付

- 閲覧・視聴
- 用紙に複写し、又は出力したものの写しの交付
- 電磁的記録媒体に複写したものの交付

に改め、同様式の

注2中「電磁的記録」を「公開の実施の方法」に、「事情」を「事情等」に改める。

第二号様式中「時 分 」を「時 分 から」に改め、同様式の注1中「公文書」を「情報センター又は地区情報コーナーにおいて公文書」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。

第三号様式中「時 分 」を「時 分 から」に改め、同様式の注3中「公文書」を「情報センター又は地区情報コーナーにおいて公文書」に改め、同様式中注4を削り、注5を注4とする。

第九号様式中	公開を実施する日	年 月 日
--------	----------	-------

を

公開を実施する日時	年 月 日 時 分 から
-----------	--------------

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第一号様式から第三号様式まで及び第九号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県教育委員会規則第四号

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部を改正する規則

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第九項中「会計年度任用職員面談・人事評価調査」を「会計年度任用職員面談・能力評価調査」に改める。

第七条中「又は同法」を「又は」に改める。

第九条第一項中「会計年度任用職員面談・人事評価調査により、教育人事課長が別に定める方法で」を「教育人事課長が別に定めるところにより、」に改める。

第十六条第二項第一号及び第二号中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加える。

第十八条の次に次の五条を加える。

(勤勉手当基礎額)

第十八条の二 第十七条の規定は、報酬条例第四条の二第一項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、第十七条中「第二項第九項」とあるのは、「第四項の二第一項」と読み替えるものとする。

(勤勉手当の支給割合)

第十八条の三 報酬条例第四条の二第一項に規定する勤勉手当の支給割合は、次条に規定する会計年度任用職員の勤務期間による割合（同条において「期間率」という。）に第十八条の六に規定する会計年度任用職員の勤務成績による割合（同条において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

(勤勉手当の期間率)

第十八条の四 期間率は、基準日以前六箇月以内の期間における会計年度任用職員の勤務期間の区分に応じて、一般職の常勤職員の例により定める割合とする。

(勤勉手当の算定基礎となる勤務期間)

第十八条の五 第十八条の規定は、前条に規定する勤務期間について準用する。この場合において、第十八条第一項中「報酬条例第二条第九項」とあるのは、「第十八条の四」と読み替えるものとする。

(勤勉手当の成績率)

第十八条の六 成績率は、百分の二十以下の範囲内で、県教育委員会が定める。

第十九条（見出しを含む。）中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加える。

第二十七条第一項中「第二条第四号イ(2)」を「第二条第五号イ(2)」に、同条第二項第二号中「同条第二号」を「同条第一号」に改める。

第三号様式中「公計年度任用職員面談・人事評価調査」を「公計年度任用職員面談・能力評価調査」に改める。

第五号様式中「期末評価」の次に、「勤怠評価」を加える。

第六号様式中「第9条」を削り、「公計年度任用職員面談・人事評価調査」を「公計年度任用職員面談・能力評価調査」に、「●人事評価」を「●能力評価」に改め、「県民を中心に考え、県民の視点に立った」及び「県民福祉の増進を」と削り、「県職員」を「組織」に、「人事評価の」を「能力評価の」に改める。

#### 附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第五号

#### 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部を改正する規則

##### 正す規則

大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第八項中「臨時的任用職員面談・人事評価調査」を「臨時的任用職員面談・能力評価調査」に改める。

第十七条第三項中「及び三の項」を「から三の項まで」に改める。

第三号様式中「臨時的任用職員面談・人事評価調査」を「臨時的任用職員面談・能力評価調査」に改める。

第六号様式中「第6条」を削り、「臨時的任用職員面談・人事評価調査」を「臨時的任用職員面談・能力評価調査」に、「●人事評価」を「●能力評価」に改め、「県民を中心に考え、県民の視点に立った」及び「県民福祉の増進を」と削り、「県職員」を「組織」に、「人事評価の」を「能力評価の」に改める。

#### 附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。